

令和 3 年度第 1 回
札幌市障がい者施策推進審議会

会 議 録

日 時：令和 3 年 1 0 月 1 8 日（月）午後 3 時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 1 8 階 第 2 常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（干場事業計画担当係長） 開会に先立ちまして、傍聴される皆様へ、事務局より注意事項をお伝えいたします。

この会議は委員の方の議論でございますので、傍聴の方は発言ができません。録音、録画等もお控えください。

Z o o mによる参加の方は、カメラオフ、マイクミュートとしてください。

また、会議に対するご意見、ご感想につきましては、意見参加シートやメールにご記入の上、事務局までご提出をお願いいたします。

次に、委員の皆様をお願いがございます。

本日は、オンラインでご出席いただいている方が多くいらっしゃいます。このため、ご発言の際には、挙手、あるいは、ご発声によりお知らせいただき、司会を進行する者からお名前を呼ばれた後から発言をしていただきますよう、お願いいたします。

また、発言者が分かるよう、ご発言の前にご自身のお名前を名乗っていただき、発言内容が分かるよう、ゆっくりお話してください。

事務局からは以上となります。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、令和3年度第1回札幌市障がい者施策推進審議会を開催いたします。

冒頭の司会進行を務めさせていただきます札幌市保健福祉局障がい福祉課企画調整担当課長の笹谷でございます。本年4月に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本審議会は、公開の形で行わせていただいております。

本日は、1名の方がオンライン参加により、1名の方が来庁により傍聴にいらしておりますので、ご報告させていただきます。

◎委員紹介

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 続きまして、本日、ご出席されている委員の皆様をご紹介させていただきます。

今回が現任期となつてから初回の会議ということで、事務局がお名前をお呼びした後に、自己紹介のお一言をいただきますよう、お願いいたします。

市役所会場にいらっしゃる委員の皆様におかれましては、着座されたまま、お聞きください。

また、会場にお越しいただいております委員の方から座席順に時計回りで、ご所属、お名前を読み上げさせていただきますので、着座されたまま、自己紹介をお願いいたします。

なお、お送りした次第では、札幌市社会福祉協議会地域福祉部長の柏委員が参集となっておりますが、本日はオンラインでの参加となられた旨、ご報告いたします。

それでは、早速、ご紹介に移らせていただきます。

まずは、札幌市中途失聴・難聴者協会会長の花田委員でございます。よろしくお願いいたします。

○花田委員 札幌市中途失聴・難聴者協会の花田です。

今回は、2度目の委員としての参加になりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 続きまして、札幌市民生委員児童委員協議会理事の高柳委員でございます。よろしくお願いいたします。

○高柳委員 札幌市民生委員児童委員協議会の理事の高柳と申します。

僕も、今回、2期目ということで、よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） そのお隣、北海道中小企業家同友会札幌支部インクルーシブ委員会副委員長の柳川委員でございます。

○柳川委員 中小企業家同友会札幌支部インクルーシブ委員会を代表しまして来ております柳川久美子です。前回に引き続き、今期もよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 柳川委員の左隣が札幌肢体不自由福祉会理事長の山内委員でございます。

○山内委員 山内です。どうぞよろしくお願いいたします。

私も、前回に続きまして、またお手伝いさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 続きまして、オンラインで参加されている委員の皆様11名を名簿順にご紹介いたします。

成年後見センター・リーガルサポート札幌支部幹事の旦尾委員でございます。

○旦尾委員 旦尾です。

引き続き、委員を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 札幌市精神障害者回復者クラブ連合会副会長の石山委員でございます。

○石山委員 石山です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員でございます。

○浅香委員 よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 札幌市社会福祉協議会地域福祉部長の柏委員でございます。

○柏委員 柏と申します。よろしくお願いいたします。

今回、初めて皆さんの仲間入りをさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 社会福祉法人楡の会総合施設長の加藤委員でございます。

○加藤委員 加藤です。

私も、前期に引き続き、今期も引き受けさせていただきました。

私は、児童の分野と重症心身障がい分野の立場で参加させていただいていると考えておりますので、その分野からまた発言できることがあればと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 市立札幌豊明高等支援学校校長の小山委員でございます。

○小山委員 小山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 札幌市視覚障害者福祉協会会長の近藤委員でございます。

○近藤委員 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 札幌市精神障害者家族連合会会長の菅原委員でございます。

○菅原委員 菅原です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 札幌市手をつなぐ育成会会長の長江委員でございます。

○長江委員 札幌市手をつなぐ育成会会長の長江です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 社会福祉法人札幌親会理事長の中原委員でございます。

○中原委員 札幌親会の中原です。

知的に障がいのある人たちの暮らしや日中活動、それから、相談支援等、いろいろな事業をしております。

今回、初めての参加ですので、よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 北海道教育大学札幌校教授の安井委員でございます。

○安井委員 安井です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） なお、本日は、北海道難病連代表理事の増田委員、北海道立心身障害者総合相談所所長の市川委員、札幌公共職業安定所統括職業指導官の小木委員から、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。

したがって、本日は、15名の委員のご出席をいただいておりますことから、札幌市障がい者施策推進審議会条例第7条2項により、出席者が委員の過半数を超えておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

◎事務局紹介

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 続きまして、事務局を紹介いたします。

着座のまま、失礼いたします。

テーブル中央に座っておりますのが、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長の大谷でございます。

○事務局（大谷障がい保健福祉部長） 障がい保健福祉部長の大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） その右隣が障がい福祉課長の木下でございます。

○事務局（木下障がい福祉課長） 皆様、大変お世話になっております。

障がい福祉課長の木下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） さらに、その右隣が自立支援担当課長の武井でございます。

○事務局（武井自立支援担当課長） 皆様、お疲れさまです。

自立支援担当課長の武井です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） その他、関係係長、職員が出席をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎障がい保健福祉部長挨拶

○事務局（笹谷企画調整担当課長） それでは、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の大谷よりご挨拶を申し上げます。

○大谷障がい保健福祉部長 改めまして、障がい保健福祉部長の大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今年度第1回目の審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日は、ご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より札幌市の障がい福祉行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本審議会につきましては、今年8月の任期満了による一斉改選がございまして、お忙しい中、本審議会の委員として引き続きご就任いただいた委員の皆様には、引き続きお力をお貸しいただけましたら幸いです。

また、新たに委員にご就任いただきました皆様にも、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

さて、この審議会でございますけれども、障害者基本法に基づきまして、札幌市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について、ご審議をいただくための機関でございます。

本日の会議では、まず、会長の互選を行った後、さっぽろ障がい者プラン2018の進捗の状況や、障害者就労支援施設等からの物品等の優先調達などを、最後に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の成立といった合計4項目につきまして、審議とご報告をさせていただきます。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） それでは、大変恐縮ではございますが、大谷は、別用務のため、ここで退室させていただきます。失礼いたします。

２．議 事

○事務局（笹谷企画調整担当課長） それでは、議題に入らせていただきます。

議題（１）、会長の互選についてでございます。

まず、この審議会の概要について、簡単に説明させていただきます。

この審議会は、障害者基本法を根拠に、条例により設置するものです。

審議会の事務の内容については、札幌市の障がい者計画や、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項を調査、審議することとしております。

このたびは、８月に委員の一斉改選を行いまして、合計１８名の委員の皆様に委嘱させていただいております。

皆様の任期は、２年でございます。

条例の規定によると、会長を委員の皆様の互選により定め、続いて、会長が会長代理をあらかじめ指名するものとされております。

それでは、まず、会長の互選につきまして、ご就任いただける委員はいらっしゃいますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（笹谷企画調整担当課長） そういたしましたら、どなたかご推薦はございますでしょうか。

○安井委員 当会の委員として長く務められております浅香委員を推薦したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） それでは、浅香委員が会長にご就任いただくということで賛成の方は拍手をお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 皆様からご了承いただきましたため、浅香委員に会長をお願いしたいと考えております。

浅香委員、いかがでしょう。

○浅香委員 よろしく申し上げます。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） ありがとうございます。

続きまして、会長から会長代理を指名していただきたいと思います。

浅香会長、お願いいたします。

○浅香会長 それでは、今、私を推薦していただきました学識経験者で障がい者福祉に関する造詣が深く、前の任期でも会長代理を務められた安井委員にサポートしていただきますと、私としては大変心強い限りです。

安井委員、よろしくをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○安井委員 分かりました。

お受けさせていただきます。よろしくお願いします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） ありがとうございます。

それでは、会長代理は安井委員に決まりました。

早速ですが、浅香会長より、一言、ご挨拶いただきまして、その後の進行は会長にお願いしたいと存じます。

浅香会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○浅香会長 今、ご推薦いただきました身体障害者福祉協会の浅香と申します。

委員の皆様と一緒に、実りある審議会にしていきたいと思いますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここからの進行を務めさせていただきます。

冒頭に、事務局からもご案内がありましたが、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりお話をしていただきたいと思います。また、発言の中で分からない言葉などがありましたら、遠慮なくお知らせください。

それでは、早々、議題に移りたいと思います。

議題（２）の報告事項、さっぽろ障がい者プラン２０１８の進捗状況についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（干場事業計画担当係長） それでは、私から、２０１８年３月に策定いたしましたさっぽろ障がい者プランの２０２０年度の進捗状況を、お手元の資料２よりご説明させていただきます。

私は、事業計画担当係長の干場と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お時間の関係上、全ての事業についてご報告することは難しいので、進捗の総括として、成果目標の達成状況と、プランで掲げている１０の分野について、代表的な事業の取組を簡単にご説明いたします。

まず、表紙をおめくりいただき、１ページ目に、札幌市の現状として、障がい手帳をお持ちの方の人数の推移を記載しております。

ここ数年、傾向は変わりませんが、身体障害者手帳をお持ちの方はほぼ横ばい、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は増加の傾向にあります。

ページをおめくりいただきまして、３ページ目の療育手帳、４ページ目の精神の手帳、それぞれの所持者をご覧いただきますと、特に、療育手帳では、軽度のＢバーの方が、精神の手帳では、２級、３級が増加の傾向にあります。

また、５ページ目、難病患者数ですが、受給者証をお持ちの方は、ここ数年増えております。

このことから、札幌市の現状として、支援を必要とされている障がいをお持ちの方、難病の方が年々増えていると言えます。

次に、９ページをご覧ください。

成果目標の進捗状況ですが、今年3月に2021年からの3年間の新たな福祉計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画が策定されておりますので、こちらのページの成果目標は、前回計画の第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画になります。

各成果目標の項目欄の右隣の目標の欄には、計画策定時の2018年からの3年後、2020年度末の目標数値が記載されております。

その横の進捗欄は、2020年度末の実績となっております、目標の達成状況を判断する最終年度の数値となっております。

なお、北海道による集計が届いていないため、10ページの備考欄に記載がある項目につきましては、2019年度末の実績を掲載しておりますことをご承知おきください。

それでは、表の上の項目から順にご説明いたします。

まず、成果目標1、入所施設の入所者の地域生活への移行者数ですが、表の一番上の1行目と2行目において、地域移行の達成を図るものとしております。

まず、1行目の移行者数です。

これは、2019年度末の実績値になりますが、37名、進捗率は29.6%でございますので、125名という当初目標の達成は難しい見込みとなっております。このため、2021年度からの新たな計画におきましても、引き続き成果目標として掲げております非定型の導入や地域生活支援拠点などの活用など、地域における介護、見守り体制の充実に向けた取組を強化することとしております。

2行目の入所者数の減少につきましては、目標値として3年間で83名の減少を見込み、2020年度末で114人の減少と目標を上回る形で達成しております。

続きまして、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置です。

精神障がいの方の地域移行を促進するために、医療、福祉をはじめとする様々な分野の方が集まり、協議をする場の設置を目標としておりますが、こちらは2020年度に設置し、目標達成となっております。

その下、地域生活支援拠点等の整備につきましても、障がいのある方の地域生活を支援するための体制を整備するもので、2020年度に達成しております。

続きまして、福祉施設から一般就労への移行者数です。

ここでいう福祉施設とは、就労移行支援、就労継続支援A型、B型などで、移行者数は、これらの障がい福祉サービスを利用されている方が一般就労に移行される人数になります。

目標の達成状況は、2020年度末時点の単年度の数値との比較により判断することになっておりますが、北海道からの集計数値が届いておりませんので、ここでは2019年度末の実績値621人を掲載しております。法定雇用率の引上げもありましたが、新型コロナウイルス感染症などの情勢もあり、当初目標の666人の達成はやや難しい見込みでございます。

《事務局より補足》

会議開催後、北海道からの集計数値が届きましたため、お知らせいたします。

○令和２年度（2020年度）末時点

福祉施設から一般就労への移行者数 530人（達成率79.6%）

また、その下の就労移行支援事業の利用者数につきましても、目標846人に対し、2020年度実績は774人、達成率は91.5%となっております。

次に、表の下から三つ目、就労移行支援事業所の就労移行率は、一般就労への移行が3割以上できている事業所が全就労移行支援事業所のうちの5割以上になることを目指したものです。参考に掲載いたしました実績は50.9%と5割を超えておりますので、目標達成となっております。

その下、就労定着支援事業所による職場定着率につきましても、85.2%と8割を超えておりますので、目標達成となっております。

なお、就労定着支援というサービスは、2018年4月に始まった新しいサービスでございます。一般就労した方が継続的に働くことができるよう、定期的な面談など、寄り添った支援を行うもので、定着率は、2018年4月1日から2019年3月31日までに就労定着支援事業所の利用を開始した方の1年後の職場定着状況から算出しております。

なお、2019年度から利用を開始した方と、2020年度から利用を開始した方のそれぞれの定着率につきましては、今後、都度、ご報告をさせていただきたいと思っております。

最後に、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援でございます。

こちらは、関係機関が連携を図るための協議の場を設置するという成果目標になっておりまして、2018年度に達成済みとなっております。

以上、成果目標の達成状況についてご説明させていただきました。

最終年度の実績が出ていない項目が一部ございますが、第5期計画の成果目標に関しましては、当初目標をおおむね達成できたのではないかと考えております。

なお、2021年度からの新たな計画に関しましては、今回、未達成の成果目標も含めまして、本日ご報告申し上げた内容で実績を見込んで策定しておりますので、引き続き、設定した成果目標の達成を目指し、取組を進めてまいります。

ページが飛びまして、108ページになります。

こちらは、サービス見込量の進捗状況を掲載しております。

本日は、お時間の関係上、説明は割愛させていただきますが、こちらも2021年度からの計画の策定においては、支援を必要とする障がいのある方が増えている状況を踏まえ、おおむね増加の傾向でサービス量を見込み、計画しております。

令和2年度実績では、行動援護や短期入所など、新型コロナの影響を受けて減少しているサービスもございますが、計画相談や通所などの日中活動系に関しましては増加傾向にありますことをご報告いたします。

それでは、次に、11ページに戻ります。

11ページの各種取組の進捗状況についてご報告してまいりたいと思います。

さっぽろ障がい者プランでは、10の分野を設定しておりまして、4つの横断的分野と6つの施策分野で構成されています。横断的分野は、障がい福祉施策を進める基本となるもので、札幌市が全庁的に取り組んでいくべき分野になります。6つの施策の分野は、生活の支援、就労の支援など、障がいのある方のニーズに応じて分類したものです。

本日は、各分野の代表的な事業について、2020年度、1年間の状況をご説明いたします。

まず、横断的分野1、障がい等への理解促進です。

理解促進につきましては、様々な施策の基本になるものと考えております。

11ページの上の表、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及事業は、皆様もご存じのとおり、外見上分かりづらい障がいのある方にお持ちいただくためのもので、区役所や地下鉄駅窓口などで配布しております。

令和2年度1年間で、およそ1万4,000個を配布いたしまして、配布を開始した平成29年10月から今年3月までの累計配布数は、およそ6万個でございます。

ページをおめくりいただきまして、12ページ目ですが、ここで1点、資料の訂正がございます。

12ページの下の方、福祉教育のための教材の作成・配布で、一番下の欄の取組の方向性には「維持」と書かれておりますが、これは拡大の間違いでございます。大変お手数ですが、訂正をお願いいたします。

次に、14ページをご覧ください。

障がい当事者の講師派遣は、当事者の方を学校や企業に派遣して研修などを行う事業です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、派遣回数は48回、派遣した講師の延べ人数は82名、聴講者数は延べ2,145名と多くの方に当事者のお話を聞く機会を提供しています。

続きまして、16ページをご覧ください。

横断的分野2では、生活環境の整備ということで、安心して快適に暮らせるまちづくり、バリアフリーに関する事業などを掲載しています。

このページの上の方の福祉のまちづくり推進会議では、公共的施設のバリアフリーについて協議していただくとともに、札幌市が施設を建てる際には、バリアフリーの状況をチェックしていただいております。

また、17ページの上の方、新・札幌市バリアフリー基本構想に基づく整備推進では、平成21年に全ての人が安心して暮らし、社会活動に参加できるまちづくりを目指して策定されたものです。

令和2年度は、次期基本構想の策定に向けて、福祉のまちづくり推進会議において検討

が行われました。

続きまして、25ページになります。

横断的分野3として、アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実を掲げております。

これは、障がい特性に応じたコミュニケーションを取りやすい環境を目指すものです。コミュニケーション支援機器、主に聴覚障がいの方のためのタブレット端末や、補聴器での聞き取りを補助する磁気誘導システムを全ての区役所に導入しております。

また、コミュニケーション手段などを学ぶ動画や、小・中学生向けの条例の普及啓発漫画の作成など、分かりやすい周知にも取り組んでおります。

続きまして、34ページからは、横断的分野4、障がいを理由とする差別の解消・権利擁護についてでございます。

こちらは、障害者差別解消法に関わる広報啓発をはじめとして、権利擁護に関する取組を掲載しております。

上の表にあります市民向けフォーラムの実施につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況が見通せず開催を見送りましたが、令和3年度はオンライン形式などの活用により実施することを検討しております。

また、下の表にあります市職員に対する研修につきましては、オンラインや動画を活用して実施しておりまして、今後も引き続き周知に努めてまいります。

次に、43ページをご覧ください。

ここからは、施策分野として、障がいのある方の生活の場面やニーズに対応し、設定したもののについてお話しします。

まず、施策分野1、暮らしの支援でございます。

こちらは、地域で安心して暮らせる支援体制についての取組を記載しております。

具体的な事業といたしましては、相談支援事業の取組がございます。

札幌市では、現在、20か所の相談支援事業所において相談対応を行っておりまして、年間の相談支援件数は、延べ15万4,572件となっております。

また、コロナ禍で非接触の相談が増加しておりまして、メールでは前年比で約2倍、電話は前年比で約1.5倍となっております。

続きまして、57ページの施策分野2、保健・医療の推進に関する取組でございます。

ここでは、身近な地域で安心して適切な医療を受けられるよう、医療体制の充実に関する事業を掲載しています。

代表的なものとして、67ページをご覧ください。

このさっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業は、札幌市が独自に取組を進めているもので、心の問題を抱えるお子様方に対し、学校などからの相談を踏まえて、適切な医療機関などへご案内する事業でございます。

令和2年度の利用件数は818件、このほかにも、関係の専門機関連携による研修会などを行っているところでございます。

続きまして、施策分野 3 の療育・教育の充実で、資料は、72 ページからになります。

切れ目のない支援の提供に着目しながら、療育の充実、学校教育の体制などを中心に掲載しております。

74 ページをご覧ください。

下の表の障がい児地域支援マネジメント事業は、札幌市で先行的に取組を進めている事業の一つになっております。

地域に配置された障がい児地域支援マネージャーが障がい児通所支援事業所を訪問して、児童の療育方法などについて支援や助言を行うものです。

令和2年度は、6名の障がい児地域支援マネージャーが累計で567回訪問しております。令和3年度は、障がい児地域支援マネージャーを7名配置し、療育の質の向上に向けた取組支援を行っていくこととしております。

続きまして、86 ページ、施策分野 4 の雇用・就労の促進です。

86 ページの上の表に記載しておりますが、札幌市で独自に、障がい者就業・生活相談支援事業に取り組んでおりますほか、89 ページの障がいのある方、福祉サービス事業所、民間企業など、それぞれに対し、研修などの実施を通じて、障がい者雇用に対する理解促進に取り組んでいるところでございます。

また、92 ページの下表になりますが、本日の報告事項、議題（3）になっております障がい者施設等からの優先調達の推進を掲載しております。

これは、市役所全体が物品などを発注する際に、障がい者施設に優先的に発注する取組でございます。

続きまして、93 ページからは、施策分野 5、スポーツ・文化の振興に関する取組でございます。

障がいのある方が、それぞれの興味や関心に応じて様々な活動ができるよう、施設などの環境整備を進めたり、活動の機会を増やすなどして、障がいに対する理解を幅広く促していくという事業を掲載しております。

最後となりますが、100 ページの施策分野 6、安全・安心の実現についてです。

この分野には、例えば、105 ページの上の表の誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業がございます。この事業は、障がいのある方たちの避難を支える町内会などに知識のあるコーディネーターを派遣して、災害時にどのように支援体制を組んだらよいのかななどを助言するものです。

昨年度1年間で、41 件の支援を行っているところでございます。

以上が2020年度の主な取組でございます。

非常に駆け足の説明となり、申し訳ございません。私からの説明は以上でございます。

○浅香会長 それでは、ただいまの事務局説明につきまして、各委員からご質問などがありましたら、挙手またはご発声、また、オンラインですので、いろいろな方法で事務局にお知らせしていただきたいと思います。

石山委員、どうぞ。

○石山委員 14ページの障がい等への理解促進の障がい当事者の講師派遣のところで、「障がい当事者を講師として養成・登録」とあったのですが、講師に派遣される方の中の3障がいの割合と、障がい当事者の講師はどういう人選で決められていらっしゃるのか、1点、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○浅香会長 事務局、説明をお願いします。

○事務局（木下障がい福祉課長） 障がい福祉課長の木下でございます。

こちらの当事者の方々の講師派遣事業につきましては、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会への補助により実施していただいております。

ご質問いただいた障がいの種別につきましては、基本的に3障がいそれぞれお願いをしているかと思うのですが、今、手元に資料がないものですから、後日、委員の皆様にもメール等でご報告を差し上げたいと思います。

申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

《事務局より補足》

令和2年度 派遣回数：48回

～内訳～

○身体（上下肢）：27回

○身体（視覚）：12回

○身体（聴覚）：11回

○知的：1回

合計：51回

※重複派遣が3回あったため、派遣数と合計数に差があります。

（身体＋視覚：2回/視覚＋聴覚：1回）

○石山委員 もう一点、人選の部分で、どういう決め方をされているかを質問させていただいたので、お答えをお願いします。

○事務局（木下障がい福祉課長） 講師派遣をお願いする研修等の実施団体からのリクエストに応じて、社会福祉協議会でコーディネートをしております。

○石山委員 社会福祉協議会で決められているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（木下障がい福祉課長） 社会福祉協議会で調整いただいているということで結構です。

○石山委員 分かりました。

○浅香会長 補足しますと、今、登録している講師は100名ぐらいいます。社会福祉協議会で人材育成をしておりますが、講師になる障がい当事者の方は、肢体不自由、視覚、聴覚、知的、精神、満遍なく育ってきていまして、年に何回か、社協の総合センターの4階の大研修室で、勉強会も兼ねて、次から次へと紹介するような講習もしていまして、大

変有意義なものになっています。

一回、社協にお聞きして、石山委員にも参加していただければありがたいなと思っています。

その障がい区分の派遣依頼は、あくまでも派遣してほしい側が、今回は身体障がいと精神障がいの方をお願いします、ほかのところでは、知的障がいのことを教えてほしいから当事者をお願いしますということで、あくまでも、何のお話をしてほしいかということで派遣していると思っていました。

○石山委員 では、登録してから要請があって、そして、派遣していただけるということですか。

○浅香会長 登録だけではなくて、何回も研修をして、皆さんの中で、障がいについて、ある程度お話や紹介ができるようになったら派遣するような体制になっています。

○石山委員 分かりました。

○浅香会長 それでは、柏委員、お願いします。

○柏委員 社会福祉協議会の柏です。

私が答えようかなと思ったら、浅香会長に全て答えていただきました。ありがとうございます。そのとおりでございます。

私も初めてで分からないので、3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、1点目は、12ページ上段の出前講座や普及啓発冊子等を活用した啓発・広報というところで、令和2年度の実績が8件とあります。

私は、令和元年度がどれぐらいあったかは分かりませんが、新型コロナの影響もあって、今は集まってやるのがなかなか難しいです。その一方で、オンライン研修等も実施されていますので、それも実施した結果、8件だったのかどうか、1点、確認をさせていただければと思います。

2点目は、ちょっと飛びまして、108ページに、サービス見込量の進捗状況がありまして、訪問系の一番最後に、重度障がい者等包括支援とあります。こちらの計画と実績を見ますと、そもそも計画自体も3年間、お一人640時間とほかに比べて少ないですし、実績もゼロとなっているのですが、これは捉え方として、障がいの重い方がご自宅にいて、この包括支援を受ける方が少ないというか、いないという認識でよろしいのかどうか、確認をさせていただければと思います。

それと、3点目は、110ページの上から三つ目に、障がい者相談支援事業とありまして、箇所数が3年間で20か所、20センターということで、変わりがありません。これは、計画上、致し方ないかなと思うのですが、大事なのは、それぞれのセンターの人員体制だと思います。障がいも結構多様化してしまっていて、それに伴って、相談件数も増えていることが予想されるのですが、人員体制の整備をどのようにされているのか、考えていらっしゃるのか、その見解をお願いしたいと思います。

以上、3点でございます。よろしくお願いいたします。

○浅香会長 それでは、事務局、よろしくお願いします。

○事務局（干場事業計画担当係長） まず、12ページの出前講座につきまして、私からご説明させていただきます。

令和元年度は、24件になっております。今回の8件につきましては、オンラインで実施したのか、直接行ったのかというところは確認が不足しておりますので、こちらについては、後ほど確認してお返事させていただきたいと思います。

《事務局より補足》

8件中、オンラインで実施した数は6件

※新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し始めた年度当初は、オンライン環境が整っていなかったこともあり、実施見送りや中止となったケースもあり、減少していると考えられます。

○事務局（木下障がい福祉課長） 続きまして、ご質問をいただきました重度障がい者等包括支援の内容についてご説明を申し上げます。

こちらは、とても重たい障がいのある方を想定したサービスで、必要なサービスについて、決定された単位数の中で組合せをして利用していただくものになっております。そういう意味では、他の障がい福祉サービスのように、個々のサービス内容と支給量を決定させていただくものとは異なっております。

一方、札幌市は、訪問系サービスや日中活動系サービスなどについて、それぞれ相応の支給量を確保しているので、重度の障がいのある方も、訪問系サービスは訪問系サービス、日中活動系サービスは日中活動系サービスということで、それぞれ個別に利用していただいております。全国的にも、あまり行われている例はないように思います。

ちなみに、札幌市内では、指定事業者として手を挙げていただいているところが1か所ございますが、実際のサービス利用者はいらっしゃらないところです。

○事務局（渡辺就労・相談支援担当係長） 札幌市障がい福祉課就労・相談支援担当係長の渡辺と申します。

3点目のご質問について、障がい者相談支援事業を担当している関係で、私から回答したいと思います。

障がい者相談支援事業ですけれども、基幹相談支援センターを含めまして、20か所となっております。

相談支援事業所の相談員の配置については、基本的には3名配置という形をお願いしているのですが、相談支援の相談の実績に応じて相談員の加配もやっております。今、それについては、まちづくり戦略ビジョンのアクションプラン2019に基づきまして、事業所によっては1名あるいは2名の相談員の加配を継続して行っているところでございます。

○柏委員 加配というのは、例えば、相談何件で何人増やすというのがあるのでしょうか。

○事務局（渡辺就労・相談支援担当係長） 委託契約で行っているのですけれども、委託

に当たって、各相談支援事業所と事前協議をさせていただいてまして、相談支援実績に基づき、受けていただく事業所で相談員の加配が行えるのかどうかを協議いたしまして、どこの事業所に相談員を1名、2名加配するというような手続で進めております。

○柏委員 では、基本は3名だけれども、事業所によっては、4名、5名いらっしゃるようなところもあるという認識でよろしいでしょうか。

○事務局（渡辺就労・相談支援担当係長） そのとおりです。

基本的には3名ですけれども、4名、あるいは、多いところでは5名を加配しているところがあります。

○浅香会長 そのほか、いかがでしょうか。

近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 重度障がい者の通勤等、職場介助の支援について、今現在の札幌市での進捗状況を武井課長にお伺いしたいと思います。

○事務局（武井自立支援担当課長） 自立支援担当課長の武井です。

私から回答いたします。

現在、事業の実施に向けて検討をしているところです。何分にも、会社を巻き込んだ形でのサービス提供となるものですから、私どもとしても、利用者の規模がなかなかつかめないところであります。今後、そういった調査も含めて事業を進めていきますが、できるだけ早く実施にこぎ着けたいと考えているところです。

○近藤委員 よろしく願いいたします。

○浅香会長 それでは、引き続き、加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 9ページの入所施設の入所者の地域生活への移行者数と入所者数の減少の数字ですが、一方では減少していて、一方では移行者数は非常に少ないというのは、これはどう理解をすればいいのかが分らないです。

施設入所の方は減っていますけれども、移行している人も少ないですとなると、つじつまが合わない現象が起きているのかなと思うのです。これは、札幌市内の入所施設に限った数字が表示されているのでしょうか。住所が札幌にあっても、札幌市内では入所ができなくて、待機数も物すごく多くて、道内の遠いところに入所されるという話も聞くものですから、その辺の数字のからくりみたいなもので説明できるものがあれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（干場事業計画担当係長） 施設入所の入所者数の減少は、お亡くなりになった方も含めての減少となっております。退所された方の皆さんが地域移行に行っているわけではないというか、違う退所理由がかなり多く含まれているところでございます。

入所者につきましては、札幌市で支給決定をしている方たちの数字となっております。

○加藤委員 分かりました。

○浅香会長 そのほか、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香会長 それでは、時間の関係もございますので、ご意見等がなければ、プランの進捗状況報告は、これまでとさせていただきます。

続きまして、次の議題に移りたいと思います。

議題（３）の報告事項、障害者就労施設等からの物品等の優先調達についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺就労・相談支援担当係長） それでは、私から、障害者就労施設等からの物品等の優先調達についてご報告いたします。

資料３－１をご覧ください。

令和２年度札幌市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績について表にまとめております。

表をご覧くださいなのですが、物品の調達額は合計２，５１０万７，２９８円、役務の調達額は合計が２億８，１０１万８，５１１円となり、物品と役務を足した合計は３億６１２万５，８０９円となりました。

令和２年度の調達目標は、令和元年度の最終調達実績額以上という目標を掲げておりまして、令和元年度の最終調達実績額が３億４０４万９，４９１円という金額でしたので、令和２年度のほうが令和元年度よりも約２０７万円上回っている結果になりました。このため、調達目標としては令和２年度の目標を達成することができたところでございます。

次に、資料３－２をご覧ください。

令和３年度札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達目標を記載しております。

１の目標額に記載のとおり、令和３年度におきましては、令和２年度の最終調達実績額以上を目標としております。

表をご覧くださいなのですが、令和元年度に調達実績額が３億円を超えておりまして、今後も調達額を増やしていきたいと考えておりますが、障害者就労施設等からの物品等の調達につきましては、庁内に広く浸透してきている状況にあります。そのため、今後、大きく調達額を増やすのも難しくなっていると考えております。

このため、物品や役務の調達を行っている職員一人一人が、昨年度よりも１件以上、障害者就労施設等からの調達を増やすというような意識を持って取り組んでもらいたいと考えておりまして、調達目標を前年度の最終調達実績額以上という形で掲げております。

どのような物品や役務がどの障害者就労施設等から調達可能なのかにつきましては、元気ジョブアウトソーシングセンターで紹介をしております、マッチングも行っており、調達額に大きな貢献をしていると考えております。

次に、資料３－３をご覧ください。

令和３年度札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の概要を記載しております。

資料３－３の裏面に行きまして、上に、令和３年度の調達目標が記載してありますが、前年度（令和２年度）の最終調達実績額以上ということで目標を掲げております。

調達目標以外につきましては、令和２年度からの大きな変更点はありません。

今は、新型コロナウイルスの影響もあり、札幌市における各イベント関係などが中止になっていることもありまして、障害者就労施設等からの物品等の調達の中で、例えば、チラシの印刷や啓発品などの発注が減っておりますけれども、一方で、小学校の校舎の消毒作業の調達額は増えているような状況でございます。

今後も障害者就労施設等からの物品等の調達については、引き続き、取り組んでいきたいと考えております。

○浅香会長 それでは、ただいまの事務局説明につきまして、委員の皆様からご質問などがありましたら、また、同じく、挙手かご発声などで事務局にお知らせいただければと思います。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香会長 それでは、本日の最後の報告事項に移りたいと思います。

議題（４）、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（林調整担当係長） 私は、札幌市障がい福祉課の調整担当係長の林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私からは、資料４－１と資料４－２についてご説明をさせていただきたいと思います。

お時間もございますので、手短にご説明させていただきます。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、いわゆる医療的ケア児支援法が議員立法で成立をいたしました。

６月１８日に公布、９月１８日に施行となっております。

資料４－２につきましては、法律の公布に伴う国から通知となっております。

資料４－１がその法律の概要となっておりますので、基本的にはこちらの資料４－１をご覧くださいと思います。

まず、この法律の目的でございますが、医療的ケア児の増加を背景に、医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児の健やかな成長、家族の離職の防止、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としております。

基本理念としては五つ、法の第３条の各項に掲げられております。

医療的ケア児の日常生活・会生活を社会全体で支えること、個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく支援を行うこと、１８歳以上になり高校等を卒業した後にも配慮した支援を行うこと、支援に当たっては医療的ケア児の保護者と本人の意思を最大限尊重すること、また、居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることという５点が掲げられております。

この法律により、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に医療的ケア児とその家族

に対する施策を実施することが自治体の責務となりました。

自治体には、医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援が求められ、医療的ケア児とその家族の日常生活における支援、相談体制の整備、情報共有の促進、広報啓発、人材の確保、研究開発等の推進も求められております。

また、保育所、学校等の設置者につきましては、看護師等の配置による医療的ケア児に対する適切な支援が求められております。

さらに、都道府県には、社会福祉法人などを医療的ケア児支援センターとして指定するなどして、医療的ケア児とそこご家族の相談に応じ、情報提供や助言を行うこと、関係機関への情報提供と研修を行うことができるという規定もされております。

このように、医療的ケア児とそこご家族に対する支援の実施が自治体の責務となったことについては、非常に大きな意味を持っていると考えております。

札幌市は、これまでも、札幌市医療的ケア児支援検討会などの議論も踏まえまして、アクションプランに計画事業として位置づけるなどして、保育所、学校等における看護師配置などに取り組んでまいりました。それらをこれからも継続しつつ、さらなる推進の後押しになるものがこの法律なのではないかというふうに考えております。

今後とも、引き続き、施策の推進に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の私からのご説明は以上になります。ご清聴ありがとうございます。

○浅香会長 それでは、ただいまの事務局説明につきまして、各委員の皆様方からご質問などがありましたらお知らせください。

○事務局（干場事業計画担当係長） 加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 私は、医療的ケア児の検討委員もさせていただいて、3年ぐらいかけて、様々な分野の方々からいろいろなご意見を伺ったり、勉強会も進めてきております。

札幌市でも、そういった場を非常に動かしてくださっていて、保育所の看護師の人数が去年から今年にかけて増えたり、教育の分野でも学校に看護師が配置されたり、特別支援学校などの学校の現場に看護師への指導という形でお医者さんが支援に入っていたくなど、様々な形で医療的ケア児の社会参加の場所に随分と力を入れてくださっていることが実感としてあります。

医療的ケア児といっても様々な状態でして、幼児期は気管切開をしていますけれども、発達とともに、そこが閉じて医療的ケアが必要なくなり、元気に走り回っているお子さんもいれば、呼吸器をつけて全身としての重症心身障がいになる方など、状態としては本当に様々です。赤ちゃんとして生まれてから大きくなっていく中で、ライフステージも劇的に変わっていったり、家族の状況も変わっていったり、お仕事をされるという選択をする方もいらっしゃる、きょうだいのことなど、本当に多岐にわたるのです。

今回、医療的ケア児支援センターの設立が法律の中で挙げられまして、これは札幌市でも取り組んでいくことになるだろうなと思っているのですが、これは、ここで言うことで

はないのかもしれないけれども、お願いとして、こういったものをつくっていくときの手順を明確に出していただけたらありがたいなと思っています。

どこかで、いつの間にか、センターとしてこの事業所にお願いしますというのが決まってくるのではなくて、例えば、様々な分野でいろいろな実態がありますし、センターになったら今の相談支援の基幹相談支援センターのように本当にありとあらゆるものが関係してくることになります。医療の機関とも連携しなければいけないことも含めて、非常に多岐にわたっていくので、ぜひワーキングチームや検討委員会をつくっていただいて、センターの設立に向けた計画にいただけたら非常にうれしいなと思っています。

多分、委員の皆さんにも、その辺は同感していただけると思うので、札幌市には、そこをぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○浅香会長 加藤委員、事務局から回答を求めますか、それとも、ご意見ですか。

○加藤委員 意見として聞いていただければありがたいですし、委員の皆さんにも、法律になったからやるということだけではなくて、せっかくつくるのであれば、いろいろな状況があることを理解していただいた上で、計画が進んでいくといいなと思います。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 加藤委員からもお話がありましており、医療的ケア児は、本当にいろいろな状態の方がおりますし、また、年代に応じて求められる支援も変わってまいります。

この資料にもございますとおり、医療ケア児支援センターの設置義務は北海道ですけれども、札幌市に在住する医療的ケア児は多いので、北海道と情報共有を進めながら、共有した情報について、適宜、医療的ケア児の検討会、そして、いろいろな場で、皆様と情報共有を図っていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○浅香会長 山内委員、どうぞ。

○山内委員 私は、肢体不自由の親の会の代表もしております、今回の医療的ケア児の件は、本当にすごく進歩したのだなと思う一方で、今、現実には、普通学校に通いたい方からのご相談が多いのです。

今日は教育委員会の方はいらっしゃらないと思いますが、意見として取っていただきたいのは、学びのサポーターということで、学校は700時間をいただいていると思うのですけれども、肢体不自由の子どもは、やはり身体的介助も必要で、そのサポーターの時間だけではとても足りなくて、親御さんが待機するというのがいまだに変わらないのです。私の娘も二十何年前に普通学校に入ったのですけれども、私はずっと待機していました。ただ、今もそのときと何も変わっていないのです。

今回、こういう法律ができて、本当は普通学校に行きたかった医療行為のある方でも可能性が出たのですが、例えば、学校に通いたい子が5人いたら、この5人で学びのサポーターの時間の700時間を分けなければいけないのです。これがとても使いづらいということで、今年の途中から普通学校を辞めて、特別支援学校に通われた会員が現実にはいらっしやまして、このことは市教委ともお話をさせていただいていたのです。

本当に子どもたちが通えるサポートの仕組みを札幌市として考えていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○浅香会長 事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 今日、この会議においていただいたご意見につきましては、その旨を必ず教育委員会にお伝えするようにいたします。

○浅香会長 そのほか、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香会長 本日は、様々なご意見をいただき、本当にありがとうございました。

ご意見がないようですので、以上をもちまして、本日予定しておりました審議事項、報告事項は、全て終了いたしました。

全体を通して、委員の皆様方から何かご質問、ご意見等があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香会長 特段ないようですので、それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

限られた時間の中、円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

一言、申し上げます。

けさ、手稲山が白くなりました。冬間近となりましたし、新型コロナの感染症も大変だと思いますが、風邪など引かないようお気をつけてお過ごしください。

それでは、事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 浅香会長、会議の円滑なご進行をいただき、ありがとうございました。

また、委員の皆様には、熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、これもちまして、令和3年度第1回札幌市障がい者施策推進審議会を終了させていただきます。

皆様、お疲れさまでした。

以 上